横浜市港北区長 様

一般財団法人 こうほく区民施設協会 理事長 大谷宗 弘

平成 25 年度 横浜市新田地区センター 事業報告書

- 1 収支決算書
- 2 利用料金収入実績
- 3 利用者数
- 4 自主事業実施報告
- 5 苦情対応状況報告
- 6 サービス向上及び経費節減努力事項報告
- 7 備品一覧
- 8 修繕一覧
- 9 委託内容一覧
- 10 地区センター委員会設置要綱
- 11 地区センター委員会名簿
- 12 地区センター委員会及び利用者会議開催実績
- 13 ニーズ対応費使途一覧
- 14 地区センター職員名簿
- 15 一般財団法人こうほく区民施設協会 経理規程
- 16 一般財団法人こうほく区民施設協会 就業規則
- 17 利用者からの意見聴取集計結果
- 18 職員研修実施実績等

平成25年度 新田地区センター収支計算書

収入の部						(単位:円)
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	28,940,000	, ,	28,940,000	28,940,000		横浜市より
利用料金収入	3,000,000		3,000,000	3,583,050	-583,050	
自主事業収入	740,000		740,000	703,700	36,300	
雑入	511,000	0	511,000	623,214	-112,214	
印刷代	100,000		100,000	172,220	-72,220	
自動販売機手数料	300,000		300,000	330,913	-30,913	
その他(預金利子)	2,000		2,000	223	1,777	
その他(自販機電気料他)	109,000		109.000	119,858	-10,858	
その他()	100,000		100,000	110,000	0	
収入合計	33,191,000	0	33,191,000	33,849,964	-658.964	
支出の部	00,101,000	<u> </u>	00,101,000	00,010,001	000,001	
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	19,788,000	76,000	19,864,000	19,766,675	97,325	
給与·賃金	17,229,000	76,000	17,305,000	17,347,015	-42,015	
社会保険料	1,654,000	0	1,654,000	1,642,850	11,150	
通勤手当	857,000	0	857,000	731,820	125,180	
健康診断費	30,000	0	30,000	26,990	3,010	
勤労者福祉共済掛金	18,000	0	18,000	18,000	3,010	
事務者 事務者	1,951,000	0	1,951,000	2,041,448	-90,448	
 予務員 	28,000	0	28,000	19,680	8,320	
消耗品費	450.000	0	450,000	722,549	-272,549	
会議費	60,000	0	60,000	12,749	<u>-272,549</u> 47,251	
印刷製本費	0				47,231	
		0	0	014.540		
通信費	230,000	0	230,000	214,548	15,452	
使用料及び賃借料	38,000	0	38,000	37,200	800	
備品購入費	200,000	0	200,000	203,400	-3,400	
図書購入費	50,000	0	50,000	34,100	15,900	
施設賠償責任保険	15,000	0	15,000	14,980	20	
職員等研修費	30,000	0	30,000	30,000	0	
振込手数料	10,000	0	10,000	7,435	2,565	
リース料	430,000	0	430,000	338,436	91,564	
手数料	360,000	0	360,000	359,371	629	第三者評価手数料
諸費	50,000	0	50,000	47,000	3,000	
事業費	1,490,000	0	1,490,000	1,453,144	36,856	
自主事業費	750,000	0	750,000	749,444	556	
自主事業企画費	740,000	0	740,000	703,700	36,300	
管理費	5,785,000	0	5,785,000	5,227,543	557,457	
光熱水費	2,700,000	0	2,700,000	2,430,573	269,427	
電気料金				2,024,487	-2,024,487	
ガス料金				28,593	-28,593	
				377,493	-377,493	
修繕費	649,000	0	649,000	486,729	162,271	
清掃費	750,000	0	750,000	802,536	-52,536	
機械警備費	105,000	0	105,000	100,800	4,200	
設備保全費	1,581,000	0	1,581,000	1,406,905	174,095	
空調衛生設備保守	210,000	0	210,000	209,370	630	
消防設備保守	68,000	0	68,000	67,725	275	
電気設備保守	890,000	0	890,000	816,910	73,090	
害虫駆除清掃保守				·		
	63,000	0	63,000	63,000	0	
植木剪定費	250,000	0	250,000	249,900	100	
その他(水質検査)	100,000	0	100,000	0	100,000	
公租公課	900,000	0	900,000	770,000	130,000	
予備費	100,000	0	100,000	0	100,000	
事務経費	2,177,000	0	2,177,000	2,177,000	0	
ニーズ対応費	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	
支出合計	33,191,000	76,000	33,267,000	32,435,810	831,190	
AP HH	00,101,000	, 0,000	00,207,000	JE, 100,010	551,100	
差引	0	-76,000	-76,000	1,414,154	-1,490,154	
左刀	U	70,000	-70,000	1,414,104	1,490,104	

平成25年度利用料金収入実績

	部屋利用料A (円)	キャンセル料B (円)	領収金額合計 =A+B (円)
4月	293,700	2,250	295,950
5月	299,120	1,080	300,200
6月	298,400	1,980	300,380
7月	307,500	1,260	308,760
8月	254,670	1,530	256,200
9月	305,160	7,050	312,210
10月	347,290	2,160	349,450
11月	289,290	3,810	293,100
12月	281,650	900	282,550
1月	268,920	1,800	270,720
2月	275,540	5,300	280,840
3月	329,990	2,700	332,690
合計	3,551,230	31,820	3,583,050

【説明】

部屋利用料+キャンセル料=領収金額合計

- *部屋利用料…部屋の利用に対する収受金額
- *キャンセル料…キャンセルに対する収受金額

平成25年度地区センター利用状況(個人+団体利用分)

	開館日数	7	入館者数(人)					利用	層別利用数(人)				
月別	(日)	男性	女性	合計	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	一般 (男性)	一般 (女性)	65歳以上 (男性)	6 5 歳以上 (女性)	合 計
4 月	29	2, 062	5, 047	7, 109	603	1, 275	462	63	26	438	2, 270	529	1, 443	7, 109
5 月	30	2, 308	4, 969	7, 277	745	1, 063	420	120	21	678	2, 296	484	1, 450	7, 277
6 月	29	2, 401	5, 603	8, 004	800	1, 537	322	85	26	569	2, 660	574	1, 431	8, 004
7月	30	2, 738	5, 672	8, 410	874	1, 568	404	107	74	816	2, 715	516	1, 336	8, 410
8月	30	2, 267	4, 405	6, 672	532	1, 398	367	103	57	553	1, 747	478	1, 437	6, 672
9月	29	2, 441	5, 207	7, 648	805	1, 194	303	67	91	750	2, 547	461	1, 430	7, 648
上半期計	177	14, 217	30, 903	45, 120	4, 359	8, 035	2, 278	545	295	3, 804	14, 235	3, 042	8, 527	45, 120
10月	30	2, 570	5, 364	7, 934	887	1, 267	326	54	21	890	2, 413	464	1, 612	7, 934
11月	29	4, 807	12, 375	17, 182	1, 693	2, 433	334	47	24	1, 523	5, 333	1, 360	4, 435	17, 182
12月	26	1, 882	4, 839	6, 721	727	1, 302	236	79	15	447	2, 246	423	1, 246	6, 721
1月	26	1, 876	4, 495	6, 371	679	1, 019	206	58	28	521	2, 067	438	1, 355	6, 371
2 月	27	2, 029	4, 467	6, 496	728	1, 111	240	48	41	480	2, 122	420	1, 306	6, 496
3 月	30	2,827	5,974	8,801	1,318	1,763	330	55	19	772	2,508	513	1,523	8,801
下半期計	168	15, 991	37, 514	53, 505	6, 032	8, 895	1, 672	341	148	4, 633	16, 689	3, 618	11, 477	53, 505
年間合計	345	30, 208	68, 417	98, 625	10, 391	16, 930	3, 950	886	443	8, 437	30, 924	6, 660	20, 004	98, 625

		居住区別和	引用数(人)			その他利用数	Ţ
月別	区内	区外	市外	合 計	体育室 (人)	レクホ ー ル (人)	図書貸出 冊 数
4 月	6, 623	414	72	7, 109	0	3, 856	1, 098
5 月	6, 839	356	82	7, 277	0	3, 916	1, 159
6 月	7, 509	408	87	8, 004	0	4, 253	1, 201
7月	7, 715	568	127	8, 410	0	4, 263	1, 443
8月	6, 230	365	77	6, 672	0	3, 448	1, 519
9月	7, 190	373	85	7, 648	0	3, 892	1, 319
上半期計	42, 106	2, 484	530	45, 120	0	23, 628	7, 739
10月	7, 416	380	138	7, 934	0	4, 104	1, 256
11月	16, 792	341	49	17, 182	0	10, 910	1, 177
12月	6, 321	336	64	6, 721	0	3, 373	930
1 月	5, 823	468	80	6, 371	0	3, 271	1, 125
2 月	6, 115	283	98	6, 496	0	3, 586	1, 137
3 月	8, 318	411	72	8, 801	0	4, 931	1, 224
下半期計	50, 785	2, 219	501	53, 505	0	30, 175	6, 849
年間合計	92, 891	4, 703	1, 031	98, 625	0	53, 803	14, 588

平成25年度自主事業報告書

	<u>施設名新田地区センター</u>												
	事業名			参加	人員	E	自主事業経費	責	1人あた	り参加費	講師	謝金	備 考
募集対象	(教室名)	開催時期	開催回数	募集人数 (人)	延参加 人数(人)	委託料支出 総額 (円)	参加者 負担総額 (円)	総経費 (円)	徴収の 有・無	参加費用 (円)	1回1講師 あたり (円)	1教室講 師謝金額 (円)	偏 考 (共催団体・その他)
親子	親子体操教室A·B	5 ~ 11	12	各20組	1440	10,850	183,000	193,850	有	3,000	6.000	144.000	
親子	英語でリトミック	26年2~3	5	15組	185	13,700	30,000	43,700	有	2,000	9,000	45,000	
幼児~成人	おもちゃの修理病院	7•11•3	3	各20件	82	15,000	0	15,000	無	0	5,000	15,000	
親子	集まれおはなしキラキラぽっけ	4~26年3	13	参加自由	462	121,751	0	121,751	無	0	6,000	78,000	
小学生	子ども英会話教室	5 ~ 12	13	25	358	72,000	75,000	147,000	有	3,000	9,000	117,000	
小学生	子ども大道芸教室	5	1	20	31	9,000	1,300	10,300	有	100	9,000	9,000	
親子	父の日サプライズプレゼント	6	1	10	12	8,909	6,000	14,909	有	500	9,000	9,000	
小学生	冬休み書初め教室	12~26年1	3	10	30	14,200	5,000	19,200	有	500	6,000	18,000	
小学生	お琴体験教室	5 ~ 6	5	10	40	40,000	8,000	48,000	有	1,000	6,000	30,000	
小学生	春の子ども卓球教室	3	3	20	60	55,720	0	55,720	無	0	9,000	27,000	
小学生	DIY子ども木工教室	8	1	12	12	0	0	0	無	0	0	0	
成人	土曜朝の気功&ストレッチ	4~6	10	20	210	31,500	31,500	63,000	有	1,500	6,000	60,000	
成人	ポールウォーキング体験会	5	1	10	11	9,360	8,800	18,160	有	800	6,000	6,000	
成人	薬知っ得情報と骨密度測定	9	1	20	20	6,000	10,000	16,000	有	500	6,000	6,000	
成人	すっきり!骨盤ストレッチ	6 ~ 7	5	20	150	8,100	30,000	38,100	有	1,000	6,000	30,000	
成人	土曜朝の健康太極拳	7 ~ 8	5	20	75	16,500	15,000	31,500	有	1,000	6,000	30,000	
成人	日曜朝の小筆で般若心経	2~3	5	16	80	30,000	16,000	46,000	有	1,000	6,000	30,000	
成人	日曜午後の小筆で般若心経	2~3	5	16	80	30,000	15,000	45,000	有	1,000	6,000	30,000	
成人	初めての墨彩画講座	10	3	16	27	24,000	13,500	37,500	有	1,500	6,000	18,000	
成人	こけ玉作り	11	1	12	12	9,000	18,000	27,000	有	1,500	9,000	9,000	
成人	よっ!そば打ち名人	12	1	20	11	6,000	16,500	22,500	有	1,500	9,000	9,000	
成人	四季を楽しむ和菓子春	3	1	16	16	10,024	12,800	22,824	有	800	9,000	9,000	
成人	四季を楽しむ和菓子夏	6	1	16	17	5,000	13,600	18,600	有	800	9,000	9,000	
成人	四季を楽しむ和菓子秋	10	1	16	16	4,000	12,800	16,800	有	800	9,000	9,000	
成人	四季を楽しむ和菓子冬	12	1	16	16	7,000	12,800	19,800	有	800	9,000	9,000	
成人	Xマスパンシュトーレン作り	1	1	10	10	9,000	15,000	24,000	有	1,500	9,000	9,000	
成人男性	AKB48メンズキッチン	9	3	12	27	18,000	18,000	36,000	有	2,000	6,000	18,000	
成人	シャンソン教室	10~11	6	15	90	14,000	30,000	44,000	有	2,000	6,000	36,000	
成人	Letsダンシング	10~11	5	20	100	15,480	24,000	39,480	有	2,000	6,000	30,000	
成人	DIY地震対策講座	9	1	10	5	10,023	2,500	12,523	有	500	9,000	9,000	
成人	自分で張替網戸修理講座	7	1	15	10	11,997	5,000	16,997	有	500	9,000	9,000	
成人	春まで楽しむ寄せ植え	11	1	15	12	9,000	24,000	33,000	有	2,000	9,000	9,000	
親子	親子手作りしめ飾り	12	1	20組	40	9,000	20,000	29,000	有	1,000	9,000	9,000	
成人	ぶきっちょママのバック作り	2	3	10	12	18,000	2,000	20,000	有	500	6,000	18.000	
成人	ベランダ菜園計画	10	1	12	11	6,000	6,600	12,600	有	600	6,000	6,000	
成人	バンドやろうぜ!GS生カラ教室	9	5	10	35	41,000	14,000	55,000	有	2,000	9,000	45,000	
幼児~成人	バルーンアート	11	1	参加自由	60	5,180	0	5,180	無	0	0	0	
成人	大人のHIPHOP教室	1~2	5	15	45	25,150	8,000	33,150	有	1,000	6,000	30,000	
小学生	バレンタイン彼の似顔パン作り	2	0	10	0	0	0	0					雪のため中止
	合 計				3,910	749,444	703,700	1,453,144				822,000	

施設名 新田地区センター

苦情対応状況報告

	年月日	内 容	対 応 結 果
1	H25.7.22	和室のご利用者様から、出窓のフロアーの床がささくれ立ちベニヤ板の破損したものが足にささると怪我の原因となる旨のご指摘があった。	ただちに点検し補修工事を行った。
2	H25 .8.13	休館日に電話で問い合わせたが、「ただ今留守にしております」との案内が流れるのみで、 不適切でないかとの苦情が区役所にあった。	ただちに点検し、休館日の案内に変えた。
3	H25.8.29	灰皿の設置場所が1か所(正面入口の外側)の み。裏側入口にも設置して欲しいとの投書が あった。	受動喫煙防止の社会の動きの中で、他の利用者からは灰皿撤去、喫煙の禁止を要望されている。現状の1か所を継続ご利用いただきたい。旨、掲示して回答した。
4	H25.9.12	図書コーナー利用者が、隣室トレーニングコーナーでの幼児の声が煩い(個人利用時間)。ドアを閉めるなり対応されたい。地区センターの副館長・スタッフと話の後、区地域振興課に電話苦情があった。	スタッフが巡回して音に気を配るようにする。音が漏れるような時には、注意を促したり、機に臨んで対応することにする。図書コーナーは多目的の利用場所であることの確認掲示をした。
5			

			施設名 新田地区センター
		サービス向上及び経費節	減努力事項報告
	実施時期	内 容	効果
1	平成24年 4月~	8時45分には玄関ドアを開け、利用者にはロ ビーで開館時間まで待機してもらっている。 もってサービスに資している。	悪天候時のみならず、非常に喜ばれています。
2	平成24年 4月~	蛍光灯の抜き取りおよび一部スィッチに「常時消灯」の保護カバーにより、節電を実施。各部屋の冷房温度を28度目安に設定している。	蛍光本数で、30パーセント以上の節電。
3	平成24年 4月~	子育て支援と当該世代のコミュニティ一醸成 促進を図るため、平日午前のトレーニング コーナーを「子育て世代の親子」の団体利用 枠とした。	団体としての利用で、トレーニングコーナー内で の活動内容が広がり、好評です。
4	平成24年 11月~	ベビーバギーの設置場所を1階風除け室に 設置した。	従前の2階ベビーバギー置き場に加え、スペースが増えたので子供連れ利用者に喜ばれている。
5	平成25年 3月~	運動系・ダンス系登録利用団体より、活動の際に身体フォームをチェックする大型ミラー 設置の希望があった。いろいろ検討後、キャスター付大型ミラー2台を設置した。	2台の効果的組合せにより、投影範囲が変化し、 活動に効果的であると喜ばれている。キャスター を付けることにより、水平・垂直方向階への移動 が可能となり利用が拡大している。
6	平成25年 3月~	大会議室(グランドピアノ)、小会議室(アップライトピアノ)の利用が増え予約希望が重複につれ余暇コーナーでのピアノ使用希望が高まっていた。電子ピアノを導入した。	音楽系団体からよろこばれている。予約重複時には余暇コーナー利用に誘導することもできるので、価格面・性能・移動可能性等も含め電子ピアノ導入のメリットが大きい。
7	平成25年7		従前のホワイトボードが小型であった。今回大判ホワイトボードを導入したので、余暇コーナー初め小会議室など他の部屋利用者にも利用いただいている。
8	平成25年8 月~	既存の網戸の内でほつれ、穴開き、劣化が進んでいるもの(26枚)について張替えを行った。加えて、従前網戸の無かった窓の内、14か所について、網戸を新規製作して取り付けた。	当館は屋外の植栽も多く、今年は特に蚊やスズメ蜂の飛来も多く見受けられたので、昆虫対策として効果があった。計画に際しては自主事業DIY講師と打合せ相談して、結果、経費節減ができた。
9	平成25年8月 平成26年3月	卓球台のネットスタンド固定部が経年使用により、破損した。これを当て木、金具、塩ビ板を使って補修した。	当館は卓球の利用者が多いので、卓球台全6台をフルに使用貸出ができる。施工にあたっては 上記同様で経費節減ができた。
10	平成25年9	旧エレベータ機械室を防災用具等の備蓄スペースとして内装仕上げを施工した。	室内防音材の除去工事は専門業者により6月に施工した後、防災用具等の備蓄スペースとして整備。当館スタッフの持っている技術を生かして、上質な施工ができ、経費の節減も達成できた。
11	平成26年 3月~	見ができると、ダンス系複数グループに好評	いろいろなグループで活用できたり、平面配列により、さらに幅広く使えるので、利用者から喜ばれている。
12	平成26年 3月~	ホワイトボードの利用希望が多くなったので、可動式中判ホワイトボードを導入設置した。	中判のホワイトボード導入により、上下階移動対応でき、各階部屋での利用が便利になった。

平成25年度 備品一覧

No	品名	メーカー名	単価	J	購入	J	廃 棄	増 減	備考
INO	пп 11	型番	+	数量	年月日	数量	年月日	- 10 / 100	NH 75
1	デスクトップPC	富士通FMVK	168,000	1	H19.3.30	1	H25.5.10	減	
2	デスクトップPC	EPSON DIRECTCORP	128,940	1	H21.7.19	1	H25.7.10	減	
3		NEC製 PCMJ33LLS21BSF/78	77,800	1	H25.5.10			増	
4	デスクトップPC	NEC製 PCMJ33LLS21BSF/78	77,800	1	H25.7.10			増	
5	キャスター付大型鏡	大壁商事㈱製作	47,800	1	H25.3.18			増	
6									
7									
8									
9									
10									

平成25年度修繕一覧

			加政石 利田坦	ルセンダー
No	修繕年月日	修繕箇所	金 額(円)	業者名
1	H25.7.10	トレーニングルームのエアコン室外機 不良、ユニット基部を交換	43,890	(株)ダイヤビジネスサービス
2	H25.7.20	図書室エアコンのリモコン不良交換	28,035	(株)ダイヤビジネスサービス
3	H25.8.1	既存網戸新規取付け(14箇所)と 張替え(26箇所)	127,806	DIY横浜
4	H25.8.11 •H26.3.22	卓球台補修(2台)	16,400	DIY横浜
5	H25.8.12	3階和室の出窓床剥がれを床材補修	44,920	ポピーインテリア
6	H26.1.22 ∼3.15	女子・男子トイレ水漏れ補修、フラッシュバルブ 取替工事用部品、材料費	34,284	(株)エイフ°ラス他
7	H26.3.3	会議室・余暇コーナー・調理室内のテーブル・椅子脚底部分の摩耗補修用部材	37,390	(株)ニチネン他
8	H26.3.15	非常ロサムターンカハ゛ー取付け、部品代	4,100	㈱あいち
9	H26.3.22	階段室の塗装損傷個所の補修	30,000	DIY横浜
10	H26.3.22	大型鏡補強補修(3台)	10,000	DIY横浜
11	H26.3.25	補修用ペイント、クリーナー他	5,219	コーナン他
12	H26.3	非常用照明改修工事	104,685	(株)協和メンテナンス
計			486,729	

平成25年度委託内容一覧

			A # (E)	他設名 新田地区センター
No	委託期間	委託 内容	金 額(円) 消費税込	業者名
1	25.4.1 ~26.3.31	機械警備点検	100,800	エーエフマネジメント株式会社
2	11	自動ドア点検	114,188	株式会社神奈川ナブコ
3	11	消防用設備点検	67,725	株式会社協和メインテナンス
4	11	害虫駆除	63,000	株式会社サンレイ
5	11	空調機保守点検及び冷暖房機器保守点	209,370	株式会社ダイヤビジネスサービス
6	11	自家用電気工作物保安管理	159,348	財団法人関東電気保安協会
7	11	設備総合巡視点検	228,375	三洋装備株式会社
8	11	清掃業務	802,536	総合企画有限会社
9	25.6.1 ~26.3.31	昇降機点検	315,000	コスモエレベータ株式会社
10	25.4.1 ~26.3.31	緑地管理作業	249,900	有限会社ヨネヤマプランテイション
11	26年3月	小規模受水槽水道検査	11,970	一般社団法人 神奈川県保健協会

横浜市新田地区センター委員会会則

(設置)

第1条

(目的)

第2条 委員会は、地域住民の自主的な活動と相互交流を深め、地域コミュニティの形成を促進するため適切に運営されるよう支援することを目的とする。 (事業)

第3条 委員会は、センターの指定管理者(以下「指定理者」という。)から提案、報告又は依頼を受け、センターが地域住民及び利用者の立場に立って運営されるように支援するため、次の事業を行う。

- (1) センターの利用要綱に関し意見を述べること。
- (2) 自主事業の事業計画及び実施報告に関し、意見を述べること。
- (3) センター職員の採用に際しての推薦
- (4) その他目的達成に必要な事項

(組織)

- 第4条 委員会は、センターを利用する地域内の次の組織機関を代表する23人以内の委員をもって組織する。
- (1) 地元及び連合町内会自治会
- (2) 地元青少年団体
- (3) 地元婦人団体
- (4) 地元青少年指導員連絡会
- (5) 地元スポーツ推進委員連絡会
- (6) 地元小学校・中学校(PTAを含む)
- (7) 老人クラブ
- (8) 学識経験者
- (9) 利用団体代表及び公募による市民
- (10) その他委員会が必要と認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員の欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了後の委員は、後任者が選任されるまで、その職務を行うものとする。

(役員)

第6条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2)副会長 3名
- (3)総務 2名

(役員の職務)

- 第7条 会長は委員を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 総務は、委員会の庶務をつかさどる。

(小委員会)

第8条 委員会の中に役員会を置くことができる。

- 2 役員会は、第6条の役員のほか、会長が委嘱する委員をもって構成する。
- 3 役員会は、会長が召集し、随時開催する。
- 4 役員会は、会長が提案する事項を審議し、緊急を要する事項については役員会で決定する。

(役員の選出)

第9条 会長、副会長は、委員会の中から互選により選出する。

2 総務は委員会の承認を得て、委員の中から会長が委嘱する。

(会議)

第10条 委員会の会長は、会議を随時開催し、次の事項を審議する。

- (1) 指定管理者からの提案、報告、依頼のあった事項
- (2) 会則の改廃
- (3) その他会長が付議する事項
- 2 会議は、会長が招集し、議長となる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 センター職員は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(協議事項)

第11条 センターは地方自治法第224条に定める公の施設であるので、施設の適切な運営を期するため、運営に関する重要な事項は、 横浜市等関係行政機関と協議する。

(利用者会議)

第12条 会長は、必要に応じてセンター利用者の意見を聞くため、利用者会議を開催することができる。

(会則の改正)

第13条 この会則は、委員定数の過半数をもって改正することができる。

(委任)

第14条 この会則の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則(抄)

この会則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成21年6月1日から施行する.

平成25年度 運営委員会・役員会・利用団体代表者会議実施実績

(平成25年4月1日~平成26年3月31日)

役員会

施設名:新田地区センター

	実施年月日	会議名	協議事項	参加人数
1	平成25年5月17日(水)	第1回役員会	[平成25年度総会準備] 平成24年度事業報告・会計決算 平成25年度事業計画・予算案 委員・委員候補者の選出	6名
2	平成25年12月9日(月)	第2回役員会	平成25年度中間報告 役員人事について 今後の行事予定について 職員募集計画について 第三者評価について	13名

委員会総会

3			平成24年度事業報告・会計決算	
			平成25年度事業計画・予算案	
	平成25年6月1日(金)	委員会総会	委員・委員候補者の選出	18名

利用団体代表者会議

4			地区センター利用方法の説明	
	亚战25年6日15日 <i>(</i> 十)	利用団体代表者会議	活動参加希望者への情報提供について	65名
	十八人20十0/110日(土)		第32回文化祭について	00/1

文化祭代表者会議

5	平成25年8月17日(土)	団体代表者会議	各団体の展示、公開場所、時間帯の 話し合いと決定	31団体
---	---------------	---------	-----------------------------	------

平成25年度ニーズ対応費使途一覧

施設名 横浜市新田地区センター

	実施内容	金	額	(円)	備 考
1	旧エレベーター機械室を災害時対応 備品置き場として修繕工事			393,750	
2	書籍			175,566	135冊
3	カラオケ通信手数料			138,600	69,300円/半年×2回分
4	パン発酵器他、調理用道具			58,378	
5	遊具保管·運搬用台車			44,772	3台
6	ホワイトボード			36,740	2台
7	踏み台、手摺			21,780	カラオケステージ用
8	ピアノ調律代			32,025	2台
9	CDラジカセ			45,140	3台
10	投光器			25,325	
11	マイクスタンド			5,720	
12	卓球台支柱			4,200	
13	文化祭(案内状送付料、写真代など)			18,004	
	숌 計			1,000,000	

一般財団法人 こうほく区民施設協会

経理規程

制定 平成24年3月23日

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人 こうほく区民施設協会(以下「協会」という。)の 経理の基準を定め、財務管理及び予算を適正に執行することを目的とする。

(会計処理の基準)

- 第 2 条 協会の会計に関しては、法令及び定款に定めるもののほか、この規程の定める ところによる。
- 第 3 条 協会の会計は、その事業活動及び財政状態を明らかにするために、会計処理を 行うにあたり、複式簿記の原則により、整然かつ明瞭に記録し、計算しなければならな い。

(経理事務の範囲)

- 第 4 条 この規程において、経理事務とは次の各号に掲げる事項をいう。
 - (1) 予算及び決算に関する事項
 - (2) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
 - (3) 金銭の管理に関する事項
 - (4) 契約に関する事項
 - (5) 債権債務の管理に関する事項
 - (6) 物品等の管理に関する事項
 - (7) 税務に関する事項

(会計年度)

第 5 条 協会の会計年度は、協会定款第7条の規程により、毎年4月1日に始まり、翌 年3月31日に終わる。

(年度所属区分)

- 第 6 条 協会の収入及び支出の年度所属区分は、その原因である事実の発生した日の属する会計年度による。ただし、これにより難い場合は、その原因である事実を確認した日の属する会計年度とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、光熱水費等その原因である事実の発生した期間が2年度に わたるときは、支払日の属する会計年度とする。

(会計職員)

- 第 7 条 協会は第4条に規定する経理事務を行うため、次の各号に掲げる会計職員を置く。
 - (1) 会計責任者

- (2) 出納責任者
- (3) 経理担当職員
- 2 会計責任者は事務局長をもって充て、第4条に規定するすべての事務を総括する。
- 3 出納責任者は、施設長を置く施設にあっては施設長をもって充て、施設長を置かない 施設にあっては事務局長が兼任し、会計責任者の命を受けて、金銭の出納及び保管並び に物品の出納及び保管に関する事務を行うものとする。
- 4 経理担当職員は、事務局においては事務局職員、施設にあっては副館長、副館長のいない施設にあっては、出納責任者の指定した者とし、出納責任者の命を受けて、その事務のうち所管の部署に属する金銭の出納及び保管並びに物品の出納及び保管に関する事務を行うものとする。

(会計単位)

- 第 8 条 協会の会計は、これを一般会計及び特別会計に区分して整理する。
- 2 特別会計は、特定の事業を行うため、特定の収入をもって特定の支出に充てる場合に 設けることができる。
- 3 会長は、特別会計を設ける場合は、理事会の議決を得なければならない。また、廃止する場合も同様とする。

第2章 予 算

(予算の基準)

- 第 9 条 協会の予算は、事業計画の確立と事業の円滑な運営を図る目的をもって、収入 予算については、収入を適正かつ厳正に確保するとともに、支出予算については、最小 の経費でその目的を達成し、かつその効果を発揮するように努めなければならない。
- 2 協会の収入及び支出は、すべてこれを予算に計上しなければならない。

(予算の編成)

- 第10条 理事長は、毎会計年度ごとに予算を作成し、理事会の議決を得なければならない。
- 2 予算は、会計単位ごと編成し、予算科目は収入支出とも大・中・小に区分しなければ ならない。
- 3 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費として相当と認める金額をあらかじめ支出予算に計上することができる。

(補正予算)

第11条 予算の成立後に生じた事由により、予算に変更を加える必要があるときは、理事長は補正予算を作成し、理事会の議決を得なければならない。

(予算の執行及び流用)

- 第12条 予算の執行は、予算の範囲内で行う。ただし、収入についてはこの限りでない。
- 2 理事長は執行上やむを得ない場合に限り、予算を流用することができる。予算の流用を行った場合は、理事会に報告しなければならない。

(収入予算の執行)

- 第13条 収入予算の執行をするときは、収入伝票をもって決裁を受けなければならない。 (支出予算の執行)
- 第14条 支出予算の執行をしようとするときは、あらかじめ支出伺をもって、決裁を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 給与(協会就業規則-常勤職員用 第33条に規定するものをいう。)
 - (2) 賃金(協会就業規則-時給職員用 第26条に規定するものをいう。)
 - (3) 社会保険料(厚生年金保険料、健康保険料、児童手当拠出金、雇用保険料及び労災 保険料)
 - (4) 旅費
 - (5) 光熱水費、電話代等の公共料金で銀行口座からの自動引き落とし手続きをした経費の支出。
 - (6) 第28条第2項に規定する小口現金により、支出するとき。
- 2 前項の決裁は、次の区分により行われる。
 - 1件 10万円未満は館長決裁、10万円以上500万円未満は事務局長決裁、500万円以上は協会理事長決裁。
- 3 支出伺には、見積書を添付しなければならない。
- 4 前項において、契約の性質上、見積書を添付することが適当でない場合にはその支出 の内容を説明する資料を添付しなければならない。
- 5 支出伺の首標金額を訂正するときは、出納責任者が訂正しなければならない。
- 6 支出伺には、支出予算を差し引いたことを示す支出伺ナンバーを記録しなければならない。

(支出予算の配付)

第14条の2 会計責任者は、出納責任者に支出予算を執行させようとするときは、予算の 範囲内で出納責任者に対し、支出予算を配布しなければならない。

第3章 勘定科目及び帳簿

(勘定科目)

第15条 勘定科目は、別に定める

(帳簿及び伝票)

- 第16条 各会計単位においては、次の各号に掲げる会計帳簿を備え、すべての取引を記入しなければならない。
 - (1) 主要簿
 - ア 総勘定元帳
 - イ 仕訳伝票
 - (2) 補助簿
 - ア 予算差引簿

- イ 補助元帳
- ウ その他会計に関し必要な帳簿

第4章 出納

(会計処理)

- 第17条 会計の取扱いは、帳簿会計方式とする。
- 2 すべての取引の帳簿整理は、伝票によって行うものとし、補助簿に記載する場合も伝票に基づいて行うものとする。
- 3 発行する伝票には証拠書類を添付し、出納責任者の承認印を受けなければならない。 (取引金融機関)
- 第18条 協会が金融機関との取引を開始し、又は終了しようとするときは、出納責任者 の承認を得なければならない。

(収入の扱い)

- 第19条 金銭の収納は、収入に係わる関係書類に基づいて行わなければならない。
- 2 収納した金銭は速やかに、金融機関に預け入れなければならない。

(戻入の扱い)

第20条 支出の過誤払となった金銭又は返納金及び前金払の残額は、その支出を行った 科目に戻入しなければならない。

(支出の原則)

第21条 支出は協会の債務が確定し、支払義務が発生した後に、正当な債権者のために 行うものとする。ただし、前金払をしようとする場合はこの限りでない。

(支出の扱い)

- 第22条 金銭の支払は、当該経費の支出に係る執行伺、支出伺書、債権者の請求書その 他支出の根拠を証する書類等に基づいて行わなければならない。
- 2 出納責任者は、前項の書類を照合、審査し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確認した上で金銭の支払を行わなければならない。
- 3 金銭の支払方法は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として債権者の預金口座へ振込みにより行うものとする。
 - (1) 第28条に規定する小口現金をもって支払う経費
 - (2) 慣習上現金をもって支払うこととされている経費

(請求書)

- 第23条 前条第1項に規定する請求書には、債権者に次の各号に掲げる事項を明瞭に記載させなければならない。
 - (1) 請求金額、その内容及び算出基礎
 - (2) 債権者の住所及び氏名(法人にあっては、法人名及び代表者名)
 - (3) 請求年月日及び請求印(法人にあっては、社印及び代表者印)
- 2 前項 3 号に規定する請求印は、契約書及び見積書と同一の印でなければならない。た

だし、第14条第1項の各号に規定するものについては、この限りでない。

- 3 サインを慣習とする外国人の自署は、前2項に規定する請求印と見なす。
- 4 請求書の請求金額以外の記載事項については、請求印をもって訂正することができる。 (支払理由書等)
- 第24条 前条に規定する請求書を債権者に提出させることが困難なものについては、支 払理由書をもってこれに代えることができる。
- 2 前項に規定する支払理由書には、金額、算出基礎、支払事由、債権者住所氏名等を明 記し、出納責任者が記名押印しなければならない。
- 3 第22条から第24条第1項までの規定にかかわらず、次の掲げるものについては、 請求書に代えるものとする。
 - (1) 給与及び社会保険については、支払内訳書
 - (2) 旅費については、出張命令簿の写し又は旅費請求内訳書
 - (3) 第29条に規定する自動口座振替払を行うときは、公共料金事業者からの検針票口 座振替払通知書及びこれらに準じるもの

(領収書の徴収)

- 第25条 金銭の支払を行った場合は、請求書と同一の記名押印または署名のある領収書を徴しなければならない。ただし、第22条第3項に規定する口座振込による支払を行った場合は、取扱金融機関の受領書をもって債権者の領収書に代えることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、祝金、見舞金、香華料等やむを得ない事由により、領収書 を徴することができないものは、その支払が正当であることを証明した支払証明書によっ て領収書に代えることができる。
- 3 前項に規定する支払証明書には、支払金額、支払事由、支払先及び支払年月日等を明 記し、出納責任者の確認印を受けなければならない。
- 4 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、領収書又は領収 印に代えるものとする。
 - (1) 第28条に規定する小口現金による支払いについては、レジスターによって発行される金銭の受領事実を証明する書類
 - (2) 第29条に規定する自動口座振替払については、公共料金事業者からの口座振替払 済通知書及びこれに準じるもの

(戻出の扱い)

第26条 収入の過誤納となった金銭は、その収入を行った科目から戻出しなければならない。

(前金払)

- 第27条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。
 - (1) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対し支払う受信料
 - (2) 機器リース料及び委託費のうち前金払を必要とする経費
 - (3) その他会計責任者が特に必要と認める経費

(小口現金)

- 第28条 会計責任者は、小口の経費支払に充てるため、出納責任者に10万円を限度として現金を保管させることができる。
- 2 小口現金は 1件 2 万円を限度額として、第22条第1項に規定する支出の扱いによりがたい経費の支払に充てることができる。ただし、祝金、見舞金、香華料の限度額については、この限りでない。
- 3 第22条から第25条までの規定にかかわらず、前項の支払については、支払先から の領収書又は支払を証明する書類のみを徴することとする。この場合において、領収書又 は支払を証明する書類は、その支払内訳を明らかにしなければならない。
- 4 出納責任者は、小口現金受払簿を備えて小口現金の受払を明らかにしておかなければならない。
- 5 出納責任者は、小口現金とその他の現金とを混同してはならない。

(自動口座振替払)

- 第29条 第21条及び第22条の規定にかかわらず、公共料金の支払については 自動 口座振替払を行うことができる。
- 2 公共料金事業者及び取引金融機関に自動口座振替払を申し込むときは、会計責任者の 承認を受けなければならない。
- 3 出納責任者は自動口座振替払を行う公共料金事業者から検針票、口座振替払通知書及び これらに準じるものが送付されたときは、速やかに仕訳伝票を起票しなければならない。 (月次報告)
- 第30条 会計責任者は、毎月末日において試算表を作成しなければならない。
- 2 会計責任者は、前項の試算表作成にあたり 総勘定元帳の金額に基づいて関係帳簿と 照合し、記入の正確を確認しなければならない。また、預金についても、取引金融機関の 残高と照合、確認しなければならない。

第5章 契約

(契約の原則)

- 第31条 協会における売買、賃貸、請負、その他の契約(以下「契約」という。)に関しては、法令、定款、規程又は予算の定めるところに従い、理事長が締結しなければならない。
- 2 契約の期間は、当該年度を越えて契約することができない。ただし、性質上会計年度 を越えざるを得ないときはこの限りでない。

(契約の締結方法)

- 第32条 契約を締結しようとするときは、契約に必要な事項を示し、2人以上の者から 見積書を徴さなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこのかぎりでな い。
 - (1) 1件10万未満の契約をする場合

- (2) 契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
- (3) 災害の発生などにより緊急を要するとき。

(契約書の作成)

- 第33条 理事長は、契約の相手先が決定したときは、契約書を作成し、契約の目的、契約金額及び履行期限等に関する事項ほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のない事項については、この限りでない。
 - (1) 契約履行の場所
 - (2) 契約期間
 - (3) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (4) 前金払及び部分払いの方法
 - (5) 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更又は契約内容の変更
 - (6) 監査及び検査
 - (7) 契約に関する紛争の解決方法
 - (8) その他必要な事項
- 2 前項の規定により、契約書を作成するときは、理事長は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の省略)

- 第34条 前条第1項の規定にかかわらず、契約金額が100万未満の契約をするときは契約書の作成を省略することができる。
- 2 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、契約履行に必要な要件を記載した見積書、請書その他これらに準じる書類を徴さなければならない。

(検査)

第35条 会長は、請負契約、物品の買入等の契約について履行の届出があったときは、 職員に検査を行わせるものとする。

第6章 決 算

(決算)

- 第36条 理事長は、会計年度末日において決算整理をし、年度終了後2ヵ月以内に次に掲 げる書類を作成し、監事の監査を経て評議員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 収支計算書
 - (3) 財産目録

第7章 物品等の管理

(物品の分類)

- 第37条 物品は、次の各号に掲げる区分により、分類しなければならない。
 - (1) 備品 定価が 30,000 円以上のもので、かつ耐用年数が 1 年以上のもの。ただし

図書については、定価が 15,000 円以上のもの。 * (23.4.1 改正)

- (2) 消耗品 前項に掲げる物品の分類に属さないもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、区との委託契約書等で別段の定めがある場合は、その例による。

(現物管理)

- 第38条 出納責任者は、備品台帳等を備え備品の出納に関する事実を記載しなければならない。ただし、施設の図書コーナー等の図書については、別に管理する。
- 2 出納責任者は、郵便切手及びはがきの管理については 管理簿を備えてその受払いを明 らかにしなければならない。

(寄付の受納)

- 第39条 出納責任者は、金銭及び物品の寄付の申し込みがあった時は、次の事項を記載した調書を作成し、何書をもって理事長の承認を受けなければならない。
 - (1) 寄付者の氏名及び住所
 - (2) 金額又は物品の品名、数量
 - (3) 受け入れについての意見

第8章 税 務

(税務の範囲)

第40条 本章において税務とは、協会の税金申告及び納付に関する業務をいう。

(税務の原則)

- 第41条 税務は、税務関係法令を適正に解釈適用し、適正な納税額の申告及び納税を行う ものとする。
- 2 税務に関係する会計その他の処理については、適正かつ良好な納税条件を維持するために、造漏のないように留意しなければならない。

(補則)

第42条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(港北区区民利用施設協会 経理規程の廃止)

2 港北区区民利用施設協会(以下「旧協会」という。)経理規程(制定 平成11年4月 14日)は平成24年3月31日をもって廃止する。ただし、旧協会経理規程のうち第6 章決算の規定は平成24年5月31日までその効力を有するものとする。

一般財団法人 こうほく区民施設協会 就業規則(常勤職員用)

制 定 平成24年3月23日

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規則は、一般財団法人 こうほく区民施設協会(以下「協会」という。)と職員が相互 信頼の上に立ち、秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって協会の発展並びに職員の地位及び 労働条件の向上を図ることを目的として定める。協会及び職員は、この規則を遵守し、ともに協力 して協会の社会的使命を達成することに努めなければならない。
- 2 職員の労働条件、就業などに関する事項は、この規則及び関係諸規定のほか、労働基準法(以下 「労基法」という。) その他の法令の定めるところによる。

(適用の範囲)

- 第2条 この規則は、次の職員に適用する。その他の職員については別に定めるところによる。
 - (1) 協会事務局職員
 - (2) 地区センター館長
 - (3) 地区センター副館長
 - (4) コミュニティハウス・スクール館長
 - (5) 師岡コミュニティハウス館長

(規則遵守の義務)

- 第3条 協会は、この規則に基づく労働条件により職員を就業させる義務を負い、職員の国籍,信 条、性別、社会的身分を理由として、不合理な差別的取扱いをしてはならない。
- 2 職員は、勤務に際しては職務上の責任を自覚し、誠実にこれを遂行しなければならない。

第2章 採用

(採用)

- 第4条 職員は理事会が選考し、理事長が任命する。
- 2 前項の選考は、職務を遂行するために必要な能力、適性などを判定して行う。
- 3 協会が管理する区民利用施設の運営委員会は、当該施設の職員を採用する場合には、採用すべき職員を推薦することができる。

(選考時の提出書類)

- 第5条 協会に採用を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 自筆の履歴書
 - (2) 写真(3ヶ月以内に撮影したもの)

(採用時の提出書類)

- 第6条 新たに採用された者は、協会の指定する日時までに、次の書類を提出しなければならない。 ただし、選考の際、既に提出してあるものはこの限りではない。
 - (1) 住民票記載事項の証明書
 - (2) 誓約書
 - (3) 通勤の方法

- (4) 前職のあった者は、厚生年金被保険者証及び雇用保険被保険者証
- (5) 給与所得の扶養控除申告書
- (6) 採用の年に給与所得のあった者は、源泉徴収票
- (7) 健康保険被扶養者届
- (8) その他協会が必要とする書類

(労働条件の明示)

第7条 協会は、職員の採用にあたっては、雇入通知書を交付することにより、労働時間、賃金な どにかかわる諸労働条件を明示する。

(記載事項の変更届)

第8条 職員は、第6条の提出書類の記載事項に異動があったときは、その都度速やかに文書をも って届けなければならない。

第3章 勤務

第1節 勤務時間,休憩時間及び休日

(勤務時間)

第9条 職員の所定労働時間、各日の始業及び終業時刻は次のとおりとする。

(1) 所定労働時間

ア 協会事務局職員

1日7時間, 1週5日勤務

イ 地区センター館長及び副館長

月曜日から土曜日 1日7時間

日曜日、祝日及び休日 1日7時間30分

1週5日勤務

ただし、週の所定労働時間が35時間となるよう、日曜日及び祝日以外の日の労働時間を 30分短縮した就業時間割を1か月単位に、あらかじめ、定めるものとする。

ウ コミュニティハウス・スクール館長及び師岡コミュニティハウス館長

1日7時間, 1週5日勤務

(2) 始業及び終業時間

ア 協会事務局職員

曜日	勤務形態	始業・終業時刻
月曜日から	早番	午前8時45分・午後4時45分
金曜日まで	遅番	午前9時15分・午後5時15分

イ 地区センター館長及び副館長

曜日	勤務形態	始業・終業時刻
月曜日から	早番	午前8時45分・午後4時45分
土曜日まで	遅番	午後1時15分・午後9時15分
日曜日・祝日		午前8時45分・午後5時15分

ウ コミュニティハウス・スクール館長及び師岡コミュニティハウス館長

勤務日数	勤務形態	始業・終業時刻
週5日	早番	午前9時・午後5時
	遅番	午後1時・午後9時

(休憩時間)

第10条 休憩時間は1時間とする。

2 休憩時間は自由に利用することができる。

(休日)

第11条 休日は、次のとおりとする。

(1) 協会事務局職員

ア 毎週土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に 規定する休日

- イ 12月29、30、31日、1月1、2、3日
- ウ その他協会が休日と定めた日
- (2) 地区センター館長及び副館長
 - ア 協会があらかじめ定める1週ににつき2日の日
 - イ 12月28、29、30、31日、1月1、2、3、4日
 - ウ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(1月1日 を除く。)をはさんで前4週間後8週間以内で協会が定める日
 - エ その他協会が休日と定めた日
- (3) コミュニティハウス・スクール館長及び師岡コミュニティハウス館長
 - ア 協会があらかじめ定める1週につき2日の日
 - イ 12月29、30、31日、1月1、2、3日
 - ウ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(1月1日 を除く。)をはさんで前4週間後8週間以内で協会が定める日
 - エ その他協会が休日と定めた日

(休日の振替)

第12条 協会は、業務の都合その他必要ある場合は、前条の休日を他の日に振り替えることがある。 2 休日を振り替える場合は、原則として前4週間後8週間以内の特定日を振替休日として指定する。

ただし、休日は、8週間を通じ16日を下回ることはない。

(育児時間)

- 第13条 生後満1年に達しない乳児を育てる職員が、あらかじめ、申し出た場合は、休憩時間のほかに、1日につき2回、それぞれ30分の育児時間を与える。
- 2 前項の時間は、無給とする。

(介護時間)

- 第13条の2 要介護状態にある対象家族を介護する職員があらかじめ申し出た場合は、休憩時間の他に、連続する3月の期間で、1日につき2回、それぞれ30分の介護時間を与える。
- 2 前項の対象家族とは、配偶者、父母、子及び配偶者の父母をいう。
- 3 介護時間は、無給とする。

(非常時の時間外及び休日労働)

第14条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合は、労基法33条の 手続きを経て、所定の勤務時間を延長し、又は所定の休日に勤務させることができる。

第2節 事業所外勤務及び出張

(事業所外勤務及び出張)

- 第15条 協会は、業務上の必要がある場合は、事業所外勤務又は出張勤務を命じることがある。
- 2 職員が協会の任務をおびて、所定労働時間の全部又は一部につき、事業所外又は出張で勤務する場合は、あらかじめ、別段の指示をしない限り第9条に定める所定労働時間を勤務したものとみなす。
- 3 前項の業務の遂行につき、必要とされる労働時間が第9条に定める所定労働時間を越えることが 通常の場合は、労使による協定を締結して、当該業務の遂行に通常必要とする労働時間を定める。
- 4 前項の規定により、勤務する職員は、当該協定により定めた労働時間を勤務したものとみなす。
- 5 出張旅費に関する事項については、第4章の規定による。

第3節 出勤,退出,遅刻,早退等

(出勤及び退出)

第16条 職員は、始業時刻に仕事が開始できるように出勤し、終業時刻以降は特別の指示のない限り 遅滞なく退出しなければならない。

(遅刻及び早退)

第17条 始業時刻後に出勤した者は遅刻、終業時刻前に退出したものは早退とし、賃金の支払については、第4章の規定による。

(遅刻、早退、外出等の手続)

第18条 職員が、遅刻、早退、私用外出、その他不就労の場合は、所定の手続により事前に所属長 (事務局職員、地区センター館長、コミュニティハウス・スクール館長については事務局長、地区 センター副館長については地区センター館長。以下同じ。)の承認を得なければならない。ただし、 やむを得ない理由により事前に承認を得られなかった場合は、事後速やかに届け出て承認を得なけ ればならない。

(欠勤手続)

第19条 職員が、病気その他やむを得ない理由で欠勤するときは、その具体的事由と予定日数を、あらかじめ、所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、あらかじめ、届け出ることがで

きないときは、欠勤した日から3日以内に届け出て、承認を得なければならない。

(診断書の提出)

第20条 職員が、私傷病により連続10日以上欠勤するときは、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。

(公民権の行使)

- 第21条 職員が、勤務時間中に公民としての権利を行使し公の職務を執行するときは、事前に所属長 に届け出なければならない。
- 2 協会は、前項の権利の行使又は職務の執行に支障のない範囲において、その時刻を変更させることがある。

第4節 休暇

(休暇の種類)

- 第22条 協会の定める休暇の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 年次有給休暇
 - (2) 夏季有給休暇
 - (3) 病気有給休暇
 - (4) 特別有給休暇
 - (5) 生理休暇
 - (6) 介護休暇
 - (7) その他協会が指定した休暇

(年次有給休暇)

- 第23条 職員の年次有給休暇年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 年次有給休暇年度の初日に在職する者に20日の年次有給休暇を与える。休暇の翌年度への繰越加算は、20日を限度としてこれを認める。
- 3 年度の途中で採用された者の年次有給休暇は、次のとおりとする。

採用月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
休暇日数	18	17	16	15	13	12	10	8	7	5	3	1

4 年次有給休暇は、1日を単位として取得しなければならない。ただし、協会が必要と認めるとき は、半日を単位として取得することができる。

(夏季有給休暇)

- 第23条の2 職員が6月1日から9月30日までの間に勤務する場合は、1日を単位として2日の範囲内で夏季有給休暇を与える。
- 2 年度の途中で採用されたものの夏季有給休暇は、次のとおりとする。

採用日	6/1~7/30	8/1 ~ 9/30
休暇日数	2日	1日

3 夏季有給休暇は、1日を単位として取得しなければならない。ただし、協会が必要と認めると きは、半日を単位として取得することができる。

(病気有給休暇)

第23条の3 職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、20日の範囲で病気有給休暇を与える。

- 2 病気有給休暇は、1日を単位とする。
- 3 職員は、病気有給休暇を取得する場合には、事前に理由を添えて協会に届出なければならない。
- 4 前3項の届出には医師の診断書を添付しなければならない。ただし、3日以内の場合は、診断書 に代わるものでも承認することができる。

(特別有給休暇)

第24条 次の各号の一に該当する場合は、請求により連続した特別有給休暇を与える。ただし、生計を一にする姻族及び継父母のときは、血族に準ずるものとする。

(1)	配偶者又は血族の父母が死亡したとき。	7日
(2)	血族の子が死亡したとき。	5日
(3)	血族の祖父母又は兄弟姉妹が死亡したとき。	3日
(4)	姻族の父母が死亡したとき。	3日
(5)	血族の孫、おじ又はおばが死亡したとき。	1日

2 職員が、服忌のため旅行をする場合は、前項の休暇日数に、往復に必要な日数を加算する。

1 H

3 服忌休暇が重複する場合は、重複する一方の休暇を減ずるものとする。

(6) 姻族の子、祖父母、兄弟姉妹、おじ又はおばが死亡したとき。

(生理休暇)

第25条 生理日の就業が著しく困難な女性職員が休暇を請求したときは、必要日数の休暇を認める。 このうち2日を限度に有給とする。

(介護休暇)

- 第25条の2 職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり、 常時介護を必要とする状態にある家族を介護する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない と認められる場合は、連続して60日間の期間を限度として介護休暇を与える。
- 2 介護対象は配偶者(事実上の婚姻関係と同様にある者を含む)、父母(養父母を含む)、子(養子を含む)、配偶者の父母(養父母を含む)及び職員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫とする。
- 3 介護休暇は、1日を単位とし、連続した一まとまりの期間とする。
- 4 介護休暇は、特別の事情がない限り対象家族1人につき1回限りとする。
- 5 職員が、介護休暇を取得している期間については、賃金を支給しない。

第4章 賃金

(賃金の締切日及び支払日)

- 第26条 賃金は、毎月25日に、その月の全額を支払う。
- 2 当日が休日又は金融機関の休業日に当たる場合は、前項に定める支給日前の休日又は金融機関の 休業日でない日に順次繰り上げて支払う。

(非常時払)

- 第27条 職員が、次の各号の一に該当し、その請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、既往 の労働に対する賃金をその都度支払う。
 - (1) 本人が死亡したとき。
 - (2) 本人が退職し、又は解雇されたとき。
 - (3) 本人又は妻の出産のための費用を要するとき。

- (4) 本人又は家族の結婚、葬儀、天災その他災厄若しくは傷病のための費用を要するとき。
- (5) 本人がやむを得ない事由により一週間以上帰郷するとき。
- (6) その他、協会がやむを得ないと認めたとき。

(賃金の支払及び控除)

第28条 賃金は、その全額を通貨で直接職員にその内訳を示して支払う。ただし、法令に定められたものなどは控除する。また、賃金は本人の申出により預金口座振込により支払うことができる。 (日割計算の日数)

第29条 この規定で定める日割計算の場合の日数は、年間の月平均労働日数をもってする。

(平均賃金)

第30条 この規定及び他の規則で用いる平均賃金の算出方法は、労基法第12条に定めるところによる。

(賃金控除)

第31条 賃金の一部を控除する場合は、第33条に定める基本給を日割又は時間割計算でこれを控 除して行う。

(端数計算)

第32条 賃金の支給に際し、その集計の結果に1円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

(賃金の分類)

- 第33条 賃金を次のとおり分類する。
 - (1) 基本給
 - (2) 兼務手当
 - (3) 通勤手当

(23.4.1一部改正)

(基本給の対象となる労働)

第34条 基本給は、1ヶ月(暦月)の就業に対して支給する。

(退職又は死亡した月の基本給)

第35条 職員が退職又は死亡した場合は、その月分の基本給は辞令日(又は死亡当日)までを日割 計算して支給する。ただし、欠勤のため基本給を支給しないときを除く。

(基本給の額)

第36条 基本給の額は、採用時に相手方との合意により決定する。また、契約更新の場合も同じと する。

(欠勤した場合の計算)

第37条 職員が欠勤した場合は、基本給を日割計算した日額に欠勤日数を乗じた額を控除して支給 する。

(遅刻、早退、私用外出等の場合の計算)

- 第38条 所定労働時間の一部を休業した場合は、その時間に対する賃金は支給しない。ただし、本規定で別に定めるときはその規定による。
- 2 控除のための計算単位は、30分をもって1単位とする。

(月度の中途の採用及び休復職の取扱い)

第39条 職員が、月度の中途より採用又は休復職した場合は、基本給計算上、採用又は復職前及び

休職後の所定労働日を欠勤したものと見なし、第38条に準じて取り扱う。

(兼務手当)

第40条 兼務手当は兼務期間が1カ月以上に及んだとき、予算の範囲内で1カ月単位で支給する。 (23.4.1一部改正)

(通勤手当)

第40条の2 通勤手当は、通勤に要する交通費実費の勤務日数分、回数券購入金額、1ヶ月の定期券 購入金額のうち、最も低廉な額を支給するものとする。

(賞与)

第41条 賞与の支給率、支給基準日については、その都度決定する。

(旅費)

第42条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務の都合又は天災その他やむを得ない事由でこれによって旅行し難いときには、その現によった経路及び方法によって計算する。

第5章 服務規律

(服務の原則)

第43条 職員は、この規則のほか、協会の規則及び業務上の命令を遵守し、風紀、秩序の維持及び 能率の向上に務め、お互いに人格を尊重、並びに誠実に勤務しなければならない。

(遵守事項)

- 第44条 職員は、勤務に当たり次の事項を守らなければならない。
 - (1) 自己の職務は、正確かつ迅速に処理し、常にその効率化を図ること。
 - (2) 業務の遂行に当たっては、協会の方針を尊重し、常に、同僚と互いに助け合い円滑な運営 を期すること。
 - (3) 消耗品は常に節約し、備品及び帳票類は丁寧に取り扱い、その保管には十分注意すること。
 - (4) 不正不義の行為により、協会の信用を傷つけ、又は協会全体の不名誉となるような行為を しないこと。
 - (5) 協会の施設、事務機器などをみだりに使用したり、許可なく私用に用いないこと。
 - (6) 協会の許可なく自家用車で通勤し、又は業務に用いないこと。
 - (7) 勤務時間中は、定められた業務に専念し、みだりに職場を離れ、又は他の者の業務を妨げないこと。
 - (8) 協会の許可なく施設内など敷地内で宗教活動、政治活動など業務に関係のない活動を行わないこと。
 - (9) 協会の許可なく施設内など敷地内で、業務に関係のない集会、文書掲示又は配付、放送などの行為をしないこと。
 - (10) その他協会が定める諸規則、協会の通達及び通知事項を守ること。

(人権侵害及びセクシャルハラスメントの防止)

- 第44条の2 職員は人権侵害及び性差別としてのセクシャルハラスメントをいかなる形でも行ってはならず、これの防止に努めなければならない。
 - 2 前項の防止を達成するため、健全なる職場環境の保持に努めなければならない。
 - 3 その他職員のセクシャルハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める一般財団法人

こうほく区民施設協会セクシャルハラスメントの防止等に関する規程(平成24年3月23日制定)による。

(人事異動)

- 第45条 協会は、職員に対して、職場又は職務の変更その他人事上の異動を命ずることがある。 (雇用期間)
- 第46条 職員の雇用期間は、採用日から当該年度の末日までとする。ただし、5年度を限度として 更新を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず65歳に達した場合には、次年度以降の更新は行わないものとする。 (雇用更新期間の延長)
- 第47条 前条の規定にかかわらず、勤務成績が良好で就労意欲のある者は理事会が認めた場合に限り、 後任者が選任されるまで2年度を限度として雇用更新期間を延長することができる。 (退職)
- 第48条 職員が、次の各号の一に該当する場合は退職とする。
 - (1) 退職を願い出て、承認されたとき。
 - (2) 死亡したとき。

(解雇)

- 第49条 職員が、次の各号の一に該当する場合は解雇する。
 - (1) 勤務成績が不良で職員としての適格性を欠くとき。
 - (2) 心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
 - (3) 業務の都合により廃職又は過員を生じたとき。
 - (4) 協会運営上著しく不適当とみられる事実があるとき。
 - (5) 法令又は協会諸規定に違反したとき。

第6章 研修

(研修)

第50条 協会は、協会の業務に関する職員の知識、技能などの向上を図るために必要な研修を行う。 2 職員は、協会の行う研修を進んで受けなければならない。

第7章 安全及び衛生

(安全の確保)

第51条 協会は安全確保及び災害防止に努めるものとする。

(安全の心得)

第52条 職員は、安全担当者その他の関係者の指示に従い、安全維持及び災害の防止に努めなけれ ばならない。

(衛生の確保)

第53条 協会は、職員の保健衛生に関する事項につき注意を払い、職員の健康の維持増進を図ることに努めるものとする。

(衛生の心得)

第54条 職員は、常に衛生担当者その他の関係者の指示に従い、保健及び衛生に関する事項を守り、

健康維持増進に努めなければならない。

(健康診断)

第55条 協会は、次の健康診断を実施する。

- (1) 定期健康診断
 - 年1回定期的に実施する。
- (2) 臨時健康診断

伝染病が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき、又は特に必要と認められたときは、臨 時に健康診断を行うことがある。

(健康診断の結果処理)

第56条 協会は、健康診断の結果に基づき、就業の場所又は業務の転換、勤務時間の短縮、その他職員の健康維持に必要な措置を命ずることがある。この場合、職員はこれに従わなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に従前の港北区区民利用施設協会(以下「旧協会」という。)に雇用され、引き 続き協会に雇用された職員については、旧協会の雇用期間を第46条に規定する雇用期間限度に通算す る。

(港北区区民利用施設協会 就業規則の廃止)

3 港北区区民利用施設協会就業規則 常勤職員用(平成8年11月13日制定)は平成24年3月31 日をもって廃止する。

一般財団法人 こうほく区民施設協会就業規則 時給職員用

制 定 平成24年3月23日

ー地区センターコミュニティスタッフ、地区センターコミュニティスタッフ作業担当、コミュニティハウス・スクールスタッフ、師岡コミュニティハウス館長補佐スタッフ・コミュニティスタッフ、ログハウススタッフ用ー

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規則は、一般財団法人 こうほく区民施設協会(以下「協会」という。)と職員が相互信頼の上に立ち、秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって協会の発展並びに職員の地位及び労働条件の向上を図ることを目的として定める。協会及び職員は、この規則を遵守し、ともに協力して協会の社会的使命を達成することに努めなければならない。
- 2 職員の労働条件、就業などに関する事項は、この規則及び関係諸規定のほか、労働基準法 (以下「労基法」という。) その他法令の定めるところによる。

(適用の範囲)

- 第2条 この規則は、次の職員に適用する。その他の職員については別に定めるところによる。
 - (1) 地区センターコミュニティスタッフ
 - (2) 地区センターコミュニティスタッフ作業担当
 - (3) コミュニティハウス・スクールスタッフ
 - (4) 師岡コミュニティハウス館長補佐スタッフ・コミュニティスタッフ
 - (5) ログハウススタッフ

(規則遵守の義務)

- 第3条 協会は、この規則に基づく労働条件により職員を就業させる義務を負い、職員の国籍、 信条、性別、社会的身分を理由として、不合理な差別的取扱いをしてはならない。
- 2 職員は、勤務に際しては職務上の責任を自覚し、誠実にこれを遂行しなければならない。

第2章 採用

(採用)

- 第4条 職員は理事会が選考し、理事長が任命する。
- 2 前項の選考は、職務を遂行するために必要な能力、適性などを判定して行う。
- 3 協会が管理する区民利用施設の運営委員会は、当該施設の職員を採用する場合には、採用 すべき職員を推薦することができる。

(選考時の提出書類)

1 (就業規則 時給職員用)

第5条 協会に採用を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 自筆の履歴書
- (2) 写真(3ヶ月以内に撮影したもの)

(採用時の提出書類)

第6条 新たに採用された者は、協会の指定する日時までに、次の書類を提出しなければなら ない。

ただし、選考の際、既に提出してあるものはこの限りではない。

- (1) 誓約書
- (2) 通勤の方法
- (3) その他協会が必要とする書類

(労働条件の明示)

第7条 協会は、新たに採用した職員に対し、雇入通知書を交付することにより、労働時間、 賃金などにかかわる諸労働条件を明示する。

(記載事項の変更届)

第8条 職員は、第6条の提出書類の記載事項に異動があったときは、その都度速やかに文書 をもって届けなければならない。

第3章 勤務

第1節 勤務時間、休憩時間及び休日

(勤務時間)

第9条 職員の所定労働時間は次のとおりとする。

(1) 所定労働時間

ア 地区センターコミュニティスタッフ

1日4時間,隔週勤務

イ 地区センターコミュニティスタッフ作業担当 1日3時間、隔週勤務

ウ コミュニティハウス・スクールスタッフ

及び師岡コミュニティハウス館長補佐スタッフ・コミュニティスタッフ

1日4時間、1週5日以内勤務

エ ログハウススタッフ

1日4時間15分以内、

1週5日以内勤務

(2) 始業及び終業時間

ア 地区センターコミュニティスタッフ

時	間帯	始業・終業時刻
Α	時間帯	午前9時 • 午後1時
В	時間帯	午後1時 • 午後5時
С	時間帯	午後5時 ・ 午後9時

イ 地区センターコミュニティスタッフ作業担当

曜日	始業・終業時刻
月曜日から	午前8時30分・
日曜日まで	午前11時30分

ウ コミュニティハウス・スクールスタッフ

勤務日数	勤務形態	始業·終業時刻		
週5日	早番	午前9時・午後1時		
	遅番	午後5時・午後9時		

エ 師岡コミュニティハウス館長補佐スタッフ・コミュニティスタッフ

時間帯		始業・終業時刻
Α	時間帯	午前9時 • 午後1時
В	時間帯	午後1時 • 午後5時
С	時間帯	午後5時 • 午後9時

オ ログハウススタッフ

時間帯(夏季)		始業・終業時刻(4月から9月)
Α	時間帯	午前9時 • 午後1時15分
В	時間帯	午後1時15分・午後5時30分

時間帯(冬季)	始業・終業時刻(10月から3月)
C 時間帯	午前9時 · 午後12時45分
D 時間帯	午後12時45分・午後4時30分

(休日)

第10条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 地区センターコミュニティスタッフ、及び同作業担当
 - ア 協会があらかじめ定める週または、勤務不要日
 - イ 12月28、29、30、31日、1月1、2、3、4日
 - ウ その他協会が休日と定めた日
 - 3 (就業規則 時給職員用)

- (2) コミュニティハウス・スクールスタッフ
 - ア 協会があらかじめ定める1週につき2日の日
 - イ 12月29、30、31日、1月1、2、3日
 - ウ その他協会が休日と定めた日
- (3) <u>師岡コミュニティハウス館長補佐スタッフ・コミュニティスタッフ</u>及びログハウススタッフ
 - ア 協会があらかじめ定める日
 - イ 12月29、30、31日、1月1、2、3日
 - ウ その他協会が休日と定めた日

(休日の振替)

- 第11条 協会は、業務の都合その他必要あるときは、前条の休日を他の日に振り替えることがある。
- 2 休日を振り替える場合は、原則として1週間以内の特定日を振替休日として指定する。ただし、 休日は、4週間を通じ4日を下回ることはない。

(非常時の時間外及び休日労働)

第12条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合は、労基法33 条

の手続きを経て、所定の勤務時間を延長し、又は所定の休日に勤務させることができる。

第2節 出勤,退出,遅刻,早退等

(出勤及び退出)

第13条 職員は、始業時刻に仕事が開始できるように出勤し、終業時刻以降は特別の指示のない限り遅滞なく退出しなければならない。

(遅刻及び早退)

第14条 始業時刻後に出勤した者は遅刻、終業時刻前に退出したものは早退とし、賃金の支払 については、第4章の規定による。

(遅刻、早退、外出等の手続)

第15条 職員が、遅刻、早退、私用外出、その他不就労の場合は、所定の手続により事前に所属長(各施設の館長)の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に承認を得られなかった場合は、事後速やかに届け出て承認を得なければならない。

(欠勤手続)

- 第16条 職員が、病気その他やむを得ない理由で欠勤するときは、その具体的事由と予定日数を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、あらかじめ届け出ることができないときは、欠勤した日から3日以内に届け出て、承認を得なければならない。
 - (診断書の提出)
- 第17条 職員が、私傷病により連続10日以上欠勤するときは、医師の診断書を所属長に提出

しなければならない。

第3節 休暇

(休暇の種類)

第18条 協会の定める休暇の種類は、次のとおりとする。

- (1) 年次有給休暇
- (2) その他協会が指定した休暇

(年次有給休暇)

第19条 職員の年次有給休暇年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 年次有給休暇年度の初日に在職する者に次の表により年次有給休暇を与える。

週所定	1年間の所定	雇用更新年数				
労働日数	労働日数	1 年目	2年目	3年目	4 年目	5年目
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日
4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日
3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日
2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日
1日	48~ 72日	1日	2日	2日	2日	3日

- 3 年度の途中で採用された者の年次有給休暇は、前項の表により計算する。
- 4 年次有給休暇は、1日を単位として取得しなければならない。
- 5 休暇の翌年度への繰越加算はできない。

第4章 賃金

(賃金の締切日及び支払日)

第20条 賃金は毎月末日に締めきり、翌月15日に前月分の全額を支払う。

2 当日が休日又は金融機関の休業日に当たる場合は、前項に定める支給日前の休日又は金融 機関の休業日でない日に順次繰り上げて支払う。

(非常時払)

第21条 職員が、次の各号の一に該当し、その請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、 既往の労働に対する賃金をその都度支払う。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 本人が退職し、又は解雇されたとき。
- (3) 本人又は妻の出産のための費用を要するとき。
- (4) 本人又は家族の結婚、葬儀、天災その他災厄若しくは傷病のための費用を要するとき。
- (5) 本人がやむを得ない事由により一週間以上帰郷するとき。
- (6) その他、協会がやむを得ないと認めたとき。

(賃金の支払及び控除)

第22条 賃金は、その全額を通貨で直接職員にその内訳を示して支払う。ただし、法令に定められたものなどは控除する。また、賃金は労基法の手続きを経て、本人の申出により預金口 座振込により支払うことができる。

(平均賃金)

第23条 この規定及び他の規則で用いる平均賃金の算出方法は、労基法第12条に定めるところによる。

(賃金控除)

第24条 賃金の一部を控除する場合においては、時間割計算でこれを控除して行う。

(端数計算)

第25条 賃金の支給に際し、その集計の結果に1円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

(賃金の分類)

- 第26条 賃金を次のとおり分類する。
 - (1) 時間給
 - (2) 通勤手当

(時間給の額)

第27条 時間給の額は、採用時に相手方との合意により決定する。

(通勤手当)

第28条 通勤手当は、9,450円を上限として、通勤に要する実費相当額を支給するものとする。

第5章 服務規律

(遵守事項)

(服務の原則)

第29条 職員は、この規則のほか、協会の規則及び業務上の命令を遵守し、風紀、秩序の維持 及び能率の向上に務め、お互いに人格を尊重し、並びに誠実に勤務しなければならない。

- 第30条 職員は、勤務に当たり次の事項を守らなければならない。
 - (1) 自己の職務は、正確かつ迅速に処理し、常にその効率化を図ること。
 - (2) 業務の遂行に当たっては、協会の方針を尊重し、常に、同僚と互いに助け合い円滑な運営を期すること。
- (3) 消耗品は常に節約し、備品及び帳票類は丁寧に取り扱い、その保管には十分注意すること。
 - (4) 不正不義の行為により、協会の信用を傷つけ、又は協会全体の不名誉となるような行為をしないこと。

- (5) 協会の施設、事務機器などをみだりに使用したり、許可なく私用に用いないこと。
- (6) 協会の許可なく自家用車で通勤し、又は業務に用いないこと。
- (7) 勤務時間中は、定められた業務に専念し、みだりに職場を離れ、又は他の者の業務を妨げないこと。
- (8) 協会の許可なく、施設内など敷地内で宗教活動、政治活動など業務に関係のない活動を行わないこと。
- (9) 協会の許可なく、施設内など敷地内で、業務に関係のない集会、文書掲示又は配付、放送などの行為をしないこと。
- (10) その他協会が定める諸規則、協会の通達及び通知事項を守ること。
- (人権侵害及びセクシャルハラスメントの防止)
- 第30条の2 職員は人権侵害及び性差別としてのセクシャルハラスメントをいかなる形でも行ってはならず、これの防止に努めなければならない。
 - 2 前項の防止を達成するため、健全なる職場環境の保持に努めなければならない。
 - 3 その他職員のセクシャルハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める一般財団 法人 こうほく区民施設協会セクシャルハラスメントの防止等に関する規程(平成23年3 月23日制定)による。

(雇用期間)

- 第31条 職員の雇用期間は、採用日から当該年度の末日までとする。ただし、地区センターコミュニティスタッフ作業担当及び師岡コミュニティハウス館長補佐スタッフは5年度を限度として、また、地区センターコミュニティスタッフ(作業担当を除く)、コミュニティハウス・スクールスタッフ、師岡コミュニティハウスコミュニティスタッフ及びログハウススタッフは、2年度を限度として更新を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず地区センターのコミュニティスタッフ作業担当は70歳、地区センター及び師岡コミュニティハウスのC時間帯(午後5時から午後9時)勤務のコミュニティスタッフ及びコミュニティハウス・スクールスタッフは68歳、その他のスタッフは65歳の各年齢に達した場合には、次年度以降の更新は行わないものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>勤務成績が良好で就労意欲のある者は</u>、理事会の承認により更新できる。 【下線 H24.4.1改正施行(旧) 事情やむをえない場合に限り】 (退職)
- 第32条 職員が、次の各号の一に該当する場合は退職とする。
 - (1) 退職を願い出て、承認されたとき。
 - (2) 死亡したとき。

(解雇)

- 第33条 職員が次の各号の一に該当する場合は解雇する。
 - (1) 勤務成績が不良で職員としての適格性を欠くとき。
 - (2) 心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

- (3) 業務の都合により廃職又は過員を生じたとき。
- (4) 協会運営上著しく不適当とみられる事実があるとき。
- (5) 法令又は協会諸規定に違反したとき。

第6章 研修

(研修)

第34条 協会は、協会の業務に関する職員の知識、技能などの向上を図るために必要な研修を 行う。

2 職員は、協会の行う研修を進んで受けなければならない。

第7章 安全及び衛生

(安全の確保)

第35条 協会は安全確保及び災害防止に努めるものとする。

(安全の心得)

第36条 職員は、安全担当者その他の関係者の指示に従い、安全維持及び災害の防止に努めな ければならない。

(衛生の確保)

第37条 協会は、職員の保健衛生に関する事項につき注意を払い、職員の健康の維持増進を図ることに努めるものとする。

(衛生の心得)

第38条 職員は、常に衛生担当者その他の関係者の指示に従い、保健及び衛生に関する事項を 守り、 健康維持増進に努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に従前の港北区区民利用施設協会(以下「旧協会」という。)に雇用され、 引き続き協会に雇用された職員については、旧協会の雇用期間を第31条第1項に規定する雇用 期間限度に通算する。

(港北区区民利用施設協会 就業規則の廃止)

3 港北区区民利用施設協会就業規則 時給職員用(平成8年4月1日制定)は平成24年3月 31日をもって廃止する。

H25年度実施利用者からの意見聴取集計

新田地区センター

回答数 構成比

回答数 構成比

回答数 構成比

設問1 利用者の利用頻度

	回答数	構成比
(1) 週1回程度	13	14.8%
(2) 月1~2回程度	62	70.5%
(3) 時々	5	5.7%
(4) その他	7	8.0%
無回答	1	1.1%
計	88	100.0%

設問2 接客態度

(1) よい	58	65.9%
(2) 普通	28	31.8%
(3) 悪い	0	0.0%
(4) その他記入	0	0.0%
無回答	2	2.3%
計	88	100.0%

設問3 電話の応対

(1) 良い	58	65.9%
(2) 普通	27	30.7%
(3) 悪い	0	0.0%
(4) その他記入	0	0.0%
無回答	3	3.4%
計	88	100.0%

設問4 窓口の状況

		111/4/42
(1) 分かり易い	47	53.4%
(2) 普通	40	45.5%
(3) 分かり難い	1	1.1%
(4) その他記入	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	88	100.0%

設問5 清掃の状況

	回答数	構成比
(1) 清潔・きれい、良好	71	80.7%
(2) 普通	15	17.0%
(3) 汚い、悪い	0	0.0%

(4) その他記入	0	0.0%
無回答	2	2.3%
≩ -	88	100 0%

設問6 設備の状況

	回答数	構成比
(1) 1階レクホール	10	11.4%
(2) 2階図書室	2	2.3%
(3) 2階トレーニング	11	12.5%
(4) 3階料理室	3	3.4%
(5) 3階小会議室	23	26. 1%
(6) 3階和室	9	10.2%
(7) 4階余暇	18	20.5%
(8) 4階大会議室	11	12.5%
無回答	1	1.1%
計	88	100.0%

設問7 その部屋の使い勝手は

	回答数	構成比
(1) 良い	42	47.7%
(2) 普通	25	28.4%
(3) 悪い (意見あり)	6	6.8%
(4) 悪い (意見なし)	0	0.0%
無回答	15	17.0%
計	88	100.0%

設問8 修繕・備品へのご要望

	回答数	構成比
(1) 意見あり	18	20.5%
(2) 意見なし	0	0.0%
無回答	70	79.5%
計	88	100.0%

設問9 午後②のご利用促進を図るために、良いアイディアが あれば伺います。

	回答数	構成比
(1) 意見あり	9	10.2%
(2) 意見なし	0	0.0%
無回答	79	89.8%
計	88	100.0%

H25年度文化祭アンケート

新田地区センター

設問1 性別

	回答数	構成比
(1) 男性	19	21.1%
(2) 女性	71	78.9%
無回答	0	0.0%
計	90	100.0%

設問2 利用層

1 37 137 🖨		
	回答数	構成比
(1) 幼児	3	3.3%
(2) 小学生	4	4.4%
(3) 中学生	0	0.0%
(4) 高校生	0	0.0%
(5) 大学·専門学校等学生	1	1.1%
(6) 一般成人	16	17.8%
(7) 6 5 歳以上	62	68.9%
無回答	4	4.4%
計	90	100.0%

設問3 お住まい

	回答数	構成比
(1) 港北区内	78	86.7%
(2) 区外	6	6.7%
(3) 横浜市外	4	4.4%
無回答	2	2.2%
計	90	100.0%

設問4 本日の文化祭の利用は団体、または個人

	回答数	構成比
(1)参加団体の一員	46	51.1%
(2) 不参加団体の一員	3	3.3%
(3) 個人で参加	38	42.2%
無回答	3	3.3%
計	90	100.0%

設問5 文化祭を知ったのは主に何からか

	回答数	構成比
(1) 広報	10	11.1%
(2) 地区センターだより	29	32.2%
(3) ホームページ	0	0.0%
(4) 館内のポスターなど	1	1.1%
(5) 地域の回覧	6	6.7%
(6) 知人・友人等からの口コ	23	25.6%
(7) その他	13	14.4%
無回答	8	8.9%
計	90	100.0%

設問6 文化祭の日程について

	凹谷剱	博
(1) よい	80	88.9%
(2) 変更を望む	4	4.4%
無回答	6	6.7%
計	90	100.0%

設問7 特に印象に残った展示

	回答数	構成比
(1) なし	2	2.2%
(2) あり	42	46.7%
無回答	46	51.1%
計	90	100.0%

設問8 特に印象に残った発表

	回答数	構成比
(1) なし	2	2.2%
(2) あり	42	46.7%
無回答	46	51.1%
計	90	100.0%

設問9 職員の接客態度について

	回答数	構成比
(1) よい	71	78.9%
(2) 普通	17	18.9%
(3) 悪い	0	0.0%
無回答	2	2.2%
計	90	100.0%

設問10 電話の対応について

	回答数	構成比
(1) よい	48	53.3%
(2) 普通	19	21.1%
(3) 悪い	0	0.0%
無回答	23	25.6%
計	90	100.0%

設問11 清掃の状況について

	回答数	構成比
(1) 清潔・きれい・良好	68	75.6%
(2) 普通	18	20.0%
(3) 汚い・悪い	0	0.0%
無回答	4	4.4%
計	90	100.0%

平成25年度職員研修実施実績等

No	実施年月日	テーマ	研修対象	参加人数
1	平成25年 5月13日	人権研修-基本的人権につい ての学習	全職員	15名
2	6月4日	外部研修 施設管理研修、公共建物の保 全について省エネ、点検と 維持管理、消防査察等	副館長	1名
3	7月9日	防災管理講習、熱中症対策 AED使用法講習会	全職員	15名
4	9月18日	接遇応対基本研修	新採用スタッフ	2名
5	10月19日	外部研修 指定管理方法の事例発表と研 究	館長	1名
6	12月9日	人権研修-基本的人権につい ての学習	全職員	15名
7	12月11日	副館長会 人権に関する新規知識・情報 の学習	副館長	2名
8	12月20日	外部研修 人権啓発講演会	館長	1名
9	25年5月~ 26年3月	毎月チェックリストによる自己啓 発-事故防止、個人情報保護	全職員	15名
10	3月4日	新採用職員 基本研修·人権研修	新採用スタッフ	4 名
11	3月22·24 •28·30日	新採用スタッフ研修(基本・実務)	新採用スタッフ□	4名